

## 鳥獣被害防止総合対策交付金（広域都道府県域計画に基づくコンソーシアム）における事業評価のガイドライン

令和5年9月

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記1の第6の1の（7）の規定に基づき、鳥獣被害防止総合対策交付金（広域都道府県域計画に基づくコンソーシアム）（以下「広域コンソーシアム事業」という。）の評価は、このガイドラインに定めるところにより行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、様式第1号により、自ら評価を行い、評価報告を作成し、9月末までに、農村振興局長に報告するものとする。
- 2 農村振興局長は、1の報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成率が70%未満のとき、その他必要と判断したときは、当該事業実施主体に対して様式第2号により、改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるとともに、当該成果目標の達成率が70%を上回るまでの間、毎年度、改善状況の報告をさせるものとする。
- 3 農村振興局長は、自然災害や社会経済情勢の変化等により、成果目標の達成率が70%を上回ることが困難であると判断できる場合は、評価を終了することができる。
- 4 農村振興局長は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。
- 5 国は、本事業の実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。